

## ⚠️ 事前の届け出忘れにご注意ください！ ⚠️

### 「経営力向上計画」で即時償却・税額控除が可能です

以前にも TAXNEWS でご紹介させていただいた「経営力向上計画」についてのご案内です。

国は中小企業の生産性向上・経営力向上に重点的に力を入れており、税制改正で制度延長（H31.3月まで→令和3.3月まで）となり、まだまだ使える制度です。この制度の認定を受けた会社には、税務面などの様々な特典が用意されており、**設備投資のある会社は必ず活用すべき制度**です。

#### ■対象設備

設備の種類	取得価額
機械装置	160万以上
工具 <small>(測定工具及び検査工具が対象)</small>	30万以上
器具備品	30万以上
建物附属設備	60万以上
ソフトウェア	70万以上

#### ■3大メリット

- 優遇税制の活用  
(**即時償却**もしくは**10%の税額控除**(資本金3000万円超の場合7%)など)
- 資金調達の活用  
(日本政策公庫での低利融資)
- 補助金の優先採択  
(ものづくり補助金、事業承継補助金、小規模事業者持続化補助金での加点)

#### ■申請の流れ

